

平成28年第2回美郷町議会定例会

議事日程（第5号）

平成28年3月17日（木曜日）午前10時開議

議案審議（委員長報告 討論～表決）

- 第 1 議案第25号 平成28年度美郷町一般会計予算
- 第 2 議案第26号 平成28年度美郷町国民健康保険特別会計予算
- 第 3 議案第27号 平成28年度美郷町簡易水道事業特別会計予算
- 第 4 議案第28号 平成28年度美郷町下水道事業特別会計予算
- 第 5 議案第29号 平成28年度美郷町農業集落排水事業特別会計予算
- 第 6 議案第30号 平成28年度美郷町後期高齢者医療特別会計予算

請願・陳情等審議（委員長報告 質疑～討論～表決）

- 第 7 陳情第10号 必要な医療・介護がうけられ、安心して暮らせる年金制度など「社会保障の充実を国に求める」意見書提出の陳情書
- 第 8 陳情第 1号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情
- 第 9 陳情第 2号 労働時間と解雇の規制強化を求める陳情
- 第10 陳情第 3号 全国一律最低賃金制度の実現をはじめ、最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める陳情
- 第11 陳情第 4号 「平和安全保障関連法」の廃止を求める陳情書

追加議案審議

- 追加日程第1 議案第31号 美郷町町長及び副町長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 追加日程第2 発議第 1号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、及びその危険性や予後の相談可能な窓口などの設置を求める意見書の提出について
- 追加日程第3 発議第 2号 労働時間と解雇の規制強化を求める意見書の提出について
- 追加日程第4 発議第 3号 全国一律最低賃金制度の実現をはじめ、最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の提出について
- 追加日程第5 閉会中の継続審査及び継続調査について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18名）

1番	澁谷俊二君	2番	鈴木良勝君
3番	伊藤福章君	4番	中村美智男君
5番	村田薫君	6番	泉繁夫君
7番	深澤均君	8番	武藤威君
9番	泉美和子君	10番	細井邦男君
11番	熊谷隆一君	12番	藤原政春君
13番	飛澤龍右エ門君	14番	森元淑雄君
15番	熊谷良夫君	16番	杉澤隆一君
17番	深沢義一君	18番	高橋猛君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田知己君	副町長	佐々木敬治君
総務課長	高橋薫君	企画財政課長	本間和彦君
税務課長	藤田信晴君	住民生活課長	小原隆昇君
福祉保健課長	高橋久也君	農政課長	深澤克太郎君
商工観光交流課長	高橋一久君	建設課長	小林宏和君
会計管理者兼 出納室長	齊藤敦子君	農業委員会 委員長	高橋正尚君
農業委員会 事務局長	鈴木忠君	教育長	福田世喜君
教育次長兼 教育推進課長	高橋正規君	教育総務課長	高橋潔君
生涯学習課長	煙山光成君	代表監査委員	久米力君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	池田茂碁	庶務班長 兼議事班長	高橋幸子
主任	高橋広樹		

◎開議の宣告

○議長（高橋 猛君） おはようございます。定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、会議を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に差し上げております日程表により行います。

（午前10時00分）

◎議案第25号から議案第30号の委員長報告、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第1、議案第25号から日程第6、議案第30号までの6件を美郷町議会会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

この議案の審査方を予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。予算特別委員会委員長深沢義一君、登壇願います。

（予算特別委員長 深沢義一君 登壇）

○予算特別委員長（深沢義一君） 改めまして、おはようございます。

3月4日の本会議において当委員会に審査を付託されました議案第25号 平成28年度美郷町一般会計予算から議案第30号 平成28年度美郷町後期高齢者医療特別会計予算までの6議案の審査経過と結果をご報告いたします。

3月10日午前10時より、委員17名全員が出席し、一般会計予算について審査を行いました。

議案第25号 平成28年度美郷町一般会計予算審査では、まず初めに歳入予算であります。自主財源の根幹である町税に関し、町民税の予算基礎となる農業所得、給与所得などの見込み、各税目を通じた滞納繰越分の根拠、たばこ税の動向、軽自動車税の税率変更による影響分などに関する質疑がありました。

続いて配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金予算の積算根拠、認定こども園使用料の料金体系、年金生活者等支援臨時福祉給付金の内訳、土地貸付収入を減額した理由、奨学金の返還方法などについて質疑があり、それぞれについての所要の説明を受けました。

次に、歳出予算のうち総務費関係では職員の人事評価に要する予算に関連し、評価結果の反映方法、観光事業創出委託料の詳細についての質疑がありました。また、全国の自治体共通の主要事業である地方創生事業に関する予算について、多くの質疑が出されました。その主なものは存

置で計上されている各種補助金にかかわる見通しや補正予算対応を予定している理由、企業紹介型企業誘致奨励金の対象者数、中学生のイングリッシュキャンプ地にかかわる研修先の選択理由について、緊急告知FMラジオ導入予算に関連したところでは導入を図る経緯と理由、今後の計画についての質疑がありました。また、総務管理関係で役場エアコン設置工事及び中央行政センター井戸ポンプ改修工事の概要についても質疑があり、それぞれについて所要の説明を受けました。

民生費では障害児通所支援給付費及び認知症カフェの運營業務委託料、単位老人クラブ補助金に関連した現在の状況などに関する質疑があり、所要の説明を受けました。

衛生費関係ではセルフケア推進事業の取り組みや認知症早期発見タブレットの導入に関する質疑があったほか、各種健診の委託経費に関連した受診状況についての質疑がありました。また、環境衛生等に関する予算のうち、一般廃棄物の排出量に関する質疑や生ごみの減量について質疑があり、所要の説明を受けました。

労働費関係では正規雇用者育成支援事業予算に関連し、事業内容についての質疑があり、所要の説明を受けました。

農林水産業費関係では輸出拡大支援事業費に関連した事業内容についての質疑や農業体験ツアー代理店募集委託料に関連した事業の内容、各生産物直売所にかかわる委託料の積算内容、多面的機能支払交付金事業負担金に関連した同事業の実施状況等についての質問があり、それぞれに所要の説明を受けました。加えて、佐藤家蔵移設工事費に関連して今後予想される全体費用や移築後の管理に関する質疑があり、所要の説明を受けました。

商工費関係ではJALダイナミックパッケージ割引事業に関するJAL・県・横手市と本町の連携についての質疑や、ラベンダー園のトイレ水洗化予算に関連した事業についての質疑があり、所要の説明を受けました。

土木費関係では道路除雪委託料に関連した出動経費や浄化槽設置整備事業費補助金に関連した今後の合併処理浄化槽の普及目標、町内河川工事予算の内容などについての質疑があり、所要の説明を受けました。

消防費関係では新基準による消防団員用活動服の購入予算に関連し、活動服の仕様についての質疑があり、所要の説明を受けました。

次に教育費関係では公民館吊天井改修工事及び舞台設備高機能化工事予算、中央体育館屋根等改修工事及び吊物耐震・照明LED化工事予算に関連し、その事業内容や施設の休館期間等に関する質疑があり、所要の説明を受けました。

公債費関係ではプライマリーバランスに関連した本町の取り組みについてや地方債の繰り上げ償還に関する質疑があり、所要の説明を受けました。

質疑終了後、議案第25号に関する討論を行いました。

その結果、福祉医療費を中学生まで拡大したことは評価するが、完全無料化でないこと、国の制度ではあるが新たに人事評価制度を実施することや、運用が開始されたマイナンバー制度に対しては不安材料があり、そういった内容が含まれる予算には反対するとの反対討論がありました。

その後、起立による採決を行った結果、議案第25号 平成28年度美郷町一般会計予算につきましては、賛成多数で原案のとおり可決と報告すべきものと決し、初日の審査を終了いたしました。

なお、審査の途中、事前の届け出により1委員退室したことから採決時の委員は16名でありました。

翌3月11日午前10時より会議を再開し、議案第26号から議案第30号までの特別会計予算の5つの会計について委員16名で審査を行いました。

議案第26号 平成28年度美郷町国民健康保険特別会計予算の審査では、財政安定化支援事業繰入金についての質疑や、また医療費が減少している要因分析についての質疑があり、説明を受けました。

次に、議案第27号 平成28年度美郷町簡易水道事業特別会計予算の審査を行い、歳入において水道料金の滞納繰り越しの状況や使用料金統一の激変緩和措置による収入増の見込みについての質疑がありました。また、歳出では上水道認可申請業務委託料の内容と上水道にするメリットや未加入世帯への対応についての質疑があり、説明を受けました。

議案第28号 平成28年度美郷町下水道事業特別会計予算、議案第29号 平成28年度美郷町農業集落排水事業特別会計予算並びに議案第30号 平成28年度美郷町後期高齢者医療特別会計予算につきましては質疑がなく、質疑を終了いたしました。

直ちに討論採決を行った結果、議案第26号から議案第30号までの議案についての討論はなく、その後議案ごとに起立による採決を行った結果、議案第26号 平成28年度美郷町国民健康保険特別会計予算、議案第27号 平成28年度美郷町簡易水道事業特別会計予算、議案第28号 平成28年度美郷町下水道事業特別会計予算、議案第29号 平成28年度美郷町農業集落排水事業特別会計予算及び議案第30号 平成28年度美郷町後期高齢者医療特別会計予算の5つの議案につきましては、いずれも全員賛成で原案のとおり可決と報告すべきものと決しました。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（高橋 猛君） お諮りします。

ただいまの報告については、会議規則第43条の規定により質疑を省略したいと思いますが、これにご質疑ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。

ただいま議題となっております案件中、議案第25号について、これより討論を行います。討論ありませんか。(「9番」の声あり) 反対討論ですか。(「はい」の声あり)

まず、原案に反対者の発言を許可します。9番 泉 美和子君登壇願います。

(9番 泉 美和子君 登壇)

○9番(泉 美和子君) 議案第25号に反対の立場から討論いたします。

平成28年度政府予算案はアベノミクスのもとで貧困と格差が拡大する中、その是正どころかますます格差が広がるものとなっています。次年度からの消費税10%への増税を前提とした上、社会保障の改悪で庶民には負担増を求めながら史上最高の利益を上げる大企業には大減税を行い、さらに軍事費を初めて5兆円を超える規模に突出させた国民生活を犠牲にするものとなっています。

平成28年度美郷町一般会計予算は、こうした政府予算案に基づく地方財政計画に沿ったものです。町が取り組む住民生活向上のために施策の多くに反対するものではありません。新年度新たに高齢者の雪下ろし費用への助成や子どもの医療費助成の拡大、防災ラジオ購入・整備など住民要望の反映に努めたことは評価するものです。

しかし、職員の人事評価を給与に反映させていく新たな人事評価制度の実施や税と社会保障の個人情報情報を国が一元的に管理し、徴税の強化と給付の抑制をねらうとともに権力による国民監視とプライバシー漏えいなどのおそれのあるマイナンバー制度にかかわる予算が含まれています。国の施策に基づくものではありませんが、住民の利益を考えた場合には賛成できません。

人事評価制度導入による競争主義によって、いたずらに職員間の格差、差別を誘因することはあってはなりません。全体の奉仕者という公務員の役割を守り、発展させるよう、また職員が生き生きとして働き、質の高い住民サービスを提供できるようにすべきです。

子どもの医療費助成については、中学生まで拡大しましたが、残念ながら一部自己負担があります。この機会に完全無料化にすべきです。また、子どもの貧困が社会問題化しています。就学援助制度を拡充するよう求めて、討論いたします。

○議長(高橋 猛君) ほかに討論ありませんか。(「はい」の声あり) 賛成討論ですか。(「はい」の声あり)

次に、原案に賛成者の発言を許可します。14番、森元淑雄君登壇願います。

(14番 森元淑雄君 登壇)

○14番(森元淑雄君) 私は、今定例会に上程されました議案第25号 平成28年度美郷町一般会計予算に対しまして賛成の立場より討論いたします。

今予算案は地方交付税漸減期間の2年目であるとともに加速度的に人口の減少が進む中、その対応を中核に据え、8つの目標と目的に沿った予算編成であります。加えて地方創生の取り組み、実質2年目であることから取り巻く環境の変化に臨機応変に対応すべき柔軟性と感受性を兼ね備えた予算内容となっております。

歳入では、町債などについては過疎対策事業債と合併特例債を事業により有効に選択している点、プライマリーバランスに留意している点や起債額が償還元金総額を上回らないように配慮している点、さらには繰入金については後年度の多様な財政需要に応えられるよう財政調整基金からの繰り入れを控えている点なども評価するものであります。

歳出では財政健全化の取り組みを引き続き実施し、役務費、委託料、使用料及び賃借料などは26年度決算比5%減とするなど、財政負担の軽減に努めております。そのような中でも、とりわけ重点的に取り組む施策については、積極的に財源の配分がなされている点は大いに評価をするものであります。

以上のように、今予算案には賛同し、賛成の立場での討論を終わります。

○議長(高橋 猛君) ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) これで討論を終わります。

議案第25号について、これより採決いたします。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。議案第25号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者15名)

○議長(高橋 猛君) 起立多数です。よって、議案第25号 平成28年度美郷町一般会計予算は委員長の報告のとおり可決されました。

ただいま議題となっております案件中、議案第26号についてこれより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

議案第26号 平成28年度美郷町国民健康保険特別会計予算について、これより採決いたします。
この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決とするものです。

お諮りします。議案第26号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 17名）

○議長（高橋 猛君） 起立全員であります。よって、議案第26号 平成28年度美郷町国民健康保険特別会計予算については委員長の報告のとおり可決されました。

ただいま議題となっております案件中、議案第27号についてこれより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

議案第27号 平成28年度美郷町簡易水道事業特別会計予算について、これより採決いたします。
この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決とするものです。

お諮りします。議案第27号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 17名）

○議長（高橋 猛君） 起立全員であります。よって、議案第27号 平成28年度美郷町簡易水道事業特別会計予算については委員長の報告のとおり可決されました。

ただいま議題となっております案件中、議案第28号についてこれより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

議案第28号 平成28年度美郷町下水道事業特別会計予算について、これより採決いたします。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決とするものです。

お諮りします。議案第28号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者 17名)

○議長(高橋 猛君) 起立全員です。よって、議案第28号 平成28年度美郷町下水道事業特別会計予算については委員長の報告のとおり可決されました。

ただいま議題となっております案件中、議案第29号についてこれより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 討論なしと認めます。

議案第29号 平成28年度美郷町農業集落排水事業特別会計予算について、これより採決いたします。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決とするものです。

お諮りします。議案第29号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者 17名)

○議長(高橋 猛君) 起立全員です。よって、議案第29号 平成28年度美郷町農業集落排水事業特別会計予算については委員長の報告のとおり可決されました。

ただいま議題となっております案件中、議案第30号についてこれより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 討論なしと認めます。

議案第30号 平成28年度美郷町後期高齢者医療特別会計予算について、これより採決いたします。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決とするものです。

お諮りします。議案第30号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者 17名)

○議長(高橋 猛君) 起立全員です。よって、議案第30号 平成28年度美郷町後期高齢者医療特別会計予算については委員長の報告のとおり可決されました。

◎陳情第10号及び陳情第1号の委員長報告、質疑、討論、表決

○議長(高橋 猛君) 日程第7、陳情第10号及び日程第8、陳情第1号の2件を一括して議題とい

たします。

この陳情の審査方を教育民生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
教育民生常任委員長武藤 威君、登壇願います。

(教育民生常任委員長 武藤 威君 登壇)

○教育民生常任委員長(武藤 威君) 平成27年12月8日の第10回定例会本会議におきまして当委員会に審査を付託されました陳情第10号 必要な医療・介護がうけられ、安心して暮らせる年金制度など「社会保障の充実を国に求める」意見書提出の陳情書及び3月3日の第2回定例会本会議におきまして当委員会に審査を付託されました陳情第1号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、及びその危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情についての審査経過と結果を報告申し上げます。

3月9日全委員出席のもと、当委員会を開催して慎重に審査いたしました。

初めに、継続審査となっておりました陳情第10号についてですが、審査では年金受給年齢の引き上げについては年金受給者の増加に対し、受給者を支える若い世代が少ない現状では仕方がないと感じている。医療・介護の保険料と自己負担は引き下げ、介護報酬は引き上げる。年金を掛けない人にも最低年金を保障するなど都合のよい願いばかりで成り立たないと思うところもある。また、国の財源が厳しい中であるが、現に国民の苦しい生活の中で求める気持ちは理解できる。また、高齢化社会において医療・介護の充実は必要である。陳情の願意が妥当か引き続き継続して審査したいというような意見がありました。

採決の結果、採択すべきもの・1人、継続審査すべきもの・1人、趣旨採択にすべきもの・3人なり、当委員会として趣旨採択すべきものと決定しましたので、ご報告申し上げます。

次に、陳情第1号についてですが、審査では脳しんとうの段階で適切な対応をすることで重大な事故が防げるので教育現場でも家庭でも脳しんとうの知識を普及させるべきだ。脳しんとうを見過ごして重篤な事態になることを予防するためには必要な対応として適切な検査や相談窓口の設置、事故調査などしなければならない。また、学校の教師に加えてスポ少の指導者にも脳しんとうへの対応をしっかりとってもらいたいというような意見がありました。

採決の結果、全会一致で採択すべきものと決しましたので、ご報告申し上げます。

○議長(高橋 猛君) ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑は陳情番号を述べてからお願いします。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております案件中、陳情第10号についてこれより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 討論なしと認めます。

お諮りします。陳情第10号について、委員長報告のとおり趣旨採択することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、陳情第10号 必要な医療・介護が受けられ、安心して暮らせる年金制度など「社会保障の充実を国に求める」意見書提出の陳情書は教育民生常任委員長の報告のとおり趣旨採択することに決しました。

ただいま議題となっております案件中、陳情第1号についてこれより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 討論なしと認めます。

お諮りします。陳情第1号について、委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、陳情第1号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情は教育民生常任委員長の報告のとおり採択することに決しました。

◎陳情第2号及び陳情第3号の委員長報告、質疑、討論、表決

○議長(高橋 猛君) 日程第9、陳情第2号及び日程第10、陳情第3号の2件を一括して議題いたします。

この陳情の審査方を産業建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長熊谷隆一君、登壇願います。

(産業建設常任委員長 熊谷隆一君 登壇)

○産業建設常任委員長(熊谷隆一君) 報告いたします。

3月3日の本会議において当委員会に審査を付託されました陳情第2号 労働時間と解雇の規制強化を求める陳情及び陳情第3号 全国一律最低賃金制度の実現をはじめ、最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める陳情についての審査経過と結果をご報告申し上げます。

3月9日委員5名の出席のもと、当委員会を開催して慎重に審査をいたしました。

初めに、陳情第2号の審査では、労働時間規制の適用除外の拡大や裁量労働制の対象拡大は残業代を支払わないことにつながる。労働者の働く権利や健康問題を考えると規制の強化を図るべきだ。解雇問題をお金で解決するのは労働者の働く権利をないがしろにするものだ。解雇規制は強化しなければならない。今回の法改正は平成28年4月1日の施行を目指して国でも審議中なので動向を見るため趣旨採択としたいとの意見がありました。

採決の結果、採択にすべきもの・2人、趣旨採択にすべきもの・2人。採択・趣旨採択が同数となったため美郷町議会委員会条例第16条第1項の規定により委員長が採択すべきものと決しましたので、ご報告いたします。

次に、陳情第3号の審査では、生計費や物価は余り地域差がないのに賃金に大きな差がある。政府は財政諮問会議において最低賃金を毎年3%引き上げて1,000円に近づけていかなければならないと述べている。最低賃金の引き上げには政・労・使間の合意もなされているので、ぜひ実現させてほしいとの意見がありました。

採決の結果、出席委員の全会一致で採択すべきものと決しましたので、ご報告申し上げます。

○議長（高橋 猛君） ただいまの委員長報告に対して質疑を行います。質疑は陳情番号を述べてからお願いします。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております案件中、陳情第2号についてこれより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

お諮りします。陳情第2号について、委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、陳情第2号 労働時間と解雇の規制強化を求める陳情は産業建設常任委員長の報告のとおり採択することに決しました。

ただいま議題となっております案件中、陳情第3号についてこれより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

お諮りします。陳情第3号について、委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、陳情第3号 全国一律最低賃金制度の実現をはじめ、最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める陳情は産業建設常任委員長の報告のとおり採択することに決しました。

◎陳情第4号の委員長報告、質疑、討論、表決

○議長(高橋 猛君) 日程第11、陳情第4号 「平和安全保障関連法」の廃止を求める陳情書を議題といたします。

この陳情の審査方を総務常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長森元淑雄君、登壇願います。

(総務常任委員長 森元淑雄君 登壇)

○総務常任委員長(森元淑雄君) ご報告いたします。

3月3日の本会議において当委員会に審査を付託されました陳情第4号 「平和安全保障関連法」の廃止を求める陳情書についての審査経過と結果をご報告申し上げます。

3月9日午前10時より全委員出席のもと、当委員会を開催して慎重に審査をいたしました。

審査では、自分に火の粉が降りかかる場合はやむを得ないが、他国に対して強い刺激を与えない方針でありたいと思うので、採択すべきと考えるとの意見がある一方、以前にも同様の陳情が出たが、それ以降も国際情勢は変化し続けている。グローバルな視野で状況を認識しながら判断しなければならないものであり、不採択とするべきだとの意見や憲法について議論がある中で現政権が憲法改正の発議をするのではないかという報道もある。国内外の変化に対しての議論が深まってくるのが予測されるので、より精査するため継続審査としたいとの意見もありました。

採決の結果、採択にすべきもの・1人、不採択にすべきもの・3人、継続審査にすべきもの・1人となり、当委員会としては不採択すべきものと決しましたので、ご報告いたします。

○議長(高橋 猛君) ただいまの委員長報告に対して質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。(「9番」の声あり) 委員長報告に対する反対の討論ですね。(「はい」の声あり)

それでは、9番、泉 美和子君の討論を許可します。

(9番 泉 美和子君 登壇)

○9番(泉 美和子君) 陳情第4号に賛成の立場から討論いたします。

安倍政権は憲法9条のもとで集団的自衛権の行使は許されないという戦後70年にわたる政府の憲法解釈を180度覆して平和安全保障関連法を強行し6カ月がたちました。たとえ国会で多数をもつ政権党でも憲法に基づいて政治を行わなければならないという立憲主義を破壊するものです。この安全保障関連法は3月末までに施行されようとしています。施行されれば自衛隊がいつでも海外の戦場に送り込まれ、殺し殺される戦闘を強いられることとなります。安全保障関連法の最初の具体化としてアフリカの南スーダンの国連平和維持活動(PKO)に派兵されている自衛隊の任務の拡大が進められようとしています。他国軍や住民を守るために武器使用を認める駆けつけ警護任務を実施する計画です。さらにISへの空爆が強化されている中、この空爆への自衛隊の軍事支援について、政府は政策判断としてやらないといいながら、この法律で参加が可能になることを認めました。アメリカからの軍事支援を求められ、法律がないと断りましたが、法律ができた現在、要求されたら日本が参加することになるのです。

平和憲法を踏みにじって若者を殺し殺される戦闘地域に送り出すことは絶対できません。廃止を求める国民の運動は2,000万署名運動などへと発展しています。日本が戦後70年間戦争をする国にならず、殺し殺されることがなかったのは憲法の平和原則を守り抜いてきたからです。平和安全保障関連法を廃止し、立憲主義と民主主義を取り戻すために、この陳情をぜひ採択し、意見書を提出するべきではと考えます。ぜひ議員の皆さんのご賛同をお願いして、討論といたします。

○議長(高橋 猛君) ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) これで討論を終わります。

これより採決いたします。この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長報告は不採択でありますので、改めて申し上げますが、初めに陳情に対する採決を行います。その結果に基づいて委員長報告に対する採決を行います。

それでは、陳情第4号を採択することに賛成の方は起立願います。

(賛成者 5名)

○議長(高橋 猛君) 起立少数であります。

次に、陳情第4号を委員長報告のとおり不採択とすることに賛成の方は起立願います。

(賛成者 12名)

○議長(高橋 猛君) 起立多数であります。よって、陳情第4号 「平和安全保障関連法」の廃止

を求める陳情書については、総務常任委員長の報告のとおり不採択とすることに決しました。

暫時休憩いたします。

(午前10時42分)

(午前10時43分)

○議長（高橋 猛君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま配付しました追加議事日程表のとおり案件が提出されております。これを日程に追加したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認め、日程に追加して議題とすることに決定しました。

暫時休憩いたします。

(午前10時44分)

(午前10時45分)

○議長（高橋 猛君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第31号の上程、質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 追加日程第1、議案第31号 美郷町町長及び副町長の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを上程し、議題といたします。

議案を朗読します。事務局長。

(事務局長朗読)

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋 薫君） ご説明申し上げます。

美郷町観光協会における町派遣職員の非違行為について、派遣した責任といたしまして町長及び副町長の給料を減額10分の1、1カ月といたして提案するものでございます。

よろしくご審議願います。

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

議案第31号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第31号について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、議案第31号 美郷町町長及び副町長の給与及び旅費に関する条例の一部改正については原案のとおり決しました。

◎発議第1号の上程、表決

○議長（高橋 猛君） 追加日程第2、発議第1号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、及びその危険性や予後の相談可能な窓口などの設置を求める意見書の提出についてを上程し、議題といたします。

発議案の朗読は省略いたします。

お諮りします。ただいまの発議については、会議規則第39条第3項の規定により説明を省略し、質疑・討論も省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。

これより発議第1号について採決いたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、発議第1号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、及びその危険性や予後の相談可能な窓口などの設置を求める意見書の提出については原案のとおり決しました。

◎発議第2号の上程、表決

○議長（高橋 猛君） 追加日程第3、発議第2号 労働時間と解雇の規制強化を求める意見書の提出についてを上程し、議題といたします。

発議案の朗読は省略いたします。

お諮りします。ただいまの発議については、会議規則第39条第3項の規定により説明を省略し、質疑・討論も省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。

これより発議第2号について採決いたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、発議第2号 労働時間と解雇の規制強化を求める意見書の提出については原案のとおり決しました。

◎発議第3号の上程、表決

○議長(高橋 猛君) 追加日程第4、発議第3号 全国一律最低賃金制度の実現をはじめ、最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の提出についてを上程し、議題といたします。

発議案の朗読は省略いたします。

お諮りします。ただいまの発議については、会議規則第39条第3項の規定により説明を省略し、質疑・討論も省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。

これより発議第3号について採決いたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、発議第3号 全国一律最低賃金制度の実現をはじめ、最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の提出については原案のとおり決しました。

◎閉会中の継続審査及び継続調査について

○議長(高橋 猛君) 追加日程第5、閉会中の継続審査及び継続調査についてを議題といたします。

議会広報常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長より審査中の事件等について会議規則第75条の規定により、お手元に配付しておりますとおり閉会中の継続審査及び継続調査の申し出がありました。

お諮りします。議会広報常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長からの申し出のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、議会広報常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（高橋 猛君） 以上で、今定例会に上程されました議案の審議は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもちまして、平成28年第2回美郷町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後10時51分)

地方自治法第123条の規定により下記に署名する。

平成28年3月17日

美郷町議会議長 高 橋 猛

署 名 議 員 中 村 美智男

署 名 議 員 村 田 薫